

株式分割に関する基準日設定公告

2014年6月13日

株主各位

大阪市中央区南本町4丁目2番4号
モリト株式会社
代表取締役社長 一坪隆紀

当社は、2014年5月20日開催の取締役会において、2014年7月1日（火曜日）をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を2014年6月30日（月曜日）と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2014年7月1日（火曜日）をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を40,000,000株から80,000,000株に変更することをあわせて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

お知らせおよびご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、2014年8月中旬頃にお届出住所にお送りする予定です。
2. 2014年7月1日（火曜日）付けにて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. （1）住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。
（2）特別口座に関する各種お手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社
連絡先 〒541-0044 大阪市中央区伏見町3-6-3
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
電話 0120-094-777（フリーダイヤル）